

閲覧用

令和5年度加美町農業委員会
第8回定例総会議事録

令和5年11月27日（月）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和5年度第8回定例総会 議事録

1 開催日時 令和5年11月27日(月)午後1時30分～午後1時56分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員(農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員4名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	小 山 京 子
農 業 委 員	1番	高 橋 秀 生
〃	2番	杉 村 昭 宏
〃	3番	猪 股 弘
〃	4番	佐 藤 と も
〃	5番	今 野 修
〃	6番	中 村 貴 美 子
〃	7番	山 本 成
〃	9番	尾 形 徳 夫
〃	10番	畠 山 智 史
〃	11番	三 浦 良 人
〃	12番	星 榮 喜
〃	13番	坂 上 昌 哉
〃	14番	佐 藤 健 喜
農地利用最適化推進委員		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		下 山 啓 一
〃		佐 藤 繁

4 欠席委員(3名)

農 業 委 員	8番	青 木 拓 也
農地利用最適化推進委員		本 田 浩
〃		澁 谷 涼 子

5 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第15号	非農地証明書交付について
日程第5	報告第16号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第6	報告第17号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第7	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第8	議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第9	議案第25号	農用地利用集積計画の審査について

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	庄 司 一 彦
農業委員会事務局次長	鎌 田 裕 充
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠 山 明 大

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第8回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（庄司一彦事務局長） 定刻でございますので、只今より令和5年度加美町農業委員会 第8回定例総会を開催いたします。

農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員4名です。8番 青木拓也委員、本田浩推進委員、澁谷涼子推進委員から欠席の通告があります。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、9番 尾形徳夫委員、10番 畠山智史委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 庄司一彦君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第15号 非農地証明書の交付について

- *議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第15号 非農地証明書の交付について、事務局より報告いたします。
- *事務局（畠山明大係長） 報告第15号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。
令和5年11月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の非農地証明願は1件でございます。

報告書番号1

所在地 菜切谷字出羽道二番…番…の畑

現況 宅地

面積 166㎡

昭和49年の国土調査以前から、畑の一部が宅地として利用され現在に至る。非農地となってから長年経過しており11月15日の現地調査で非農地確認。

〔 以上1件の非農地証明書交付について説明 〕

- *議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第15号を終了いたします。

日程第5 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- *議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。
- *事務局（鎌田裕充次長） 報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和5年11月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は4件でございます。

報告書番号 1・2

所在地 下多田川字館野の田 3筆

面積 合計 271 m²

農地中間管理事業の推進に関する法律及び基盤強化促進法

報告書番号 3

所在地 宮崎字北永志田二番の田 2筆

面積 合計 5,871 m²

農地法第3条

報告書番号 4

所在地 宮崎字北永志田二番の田 4筆

面積 合計 11,354 m²

農地法第3条

[以上4件の合意解約について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第16号を終了いたします。

日程第6 報告第17号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、報告第17号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第17号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。令和5年11月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

報告書番号 1

特定建築条件付売買予定地の造成

許可地 字大門…番… 外2筆

面積 合計 2,570 m²

令和5年10月14日完了

[以上1件の工事完了報告について説明]

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第17号を終了いたします。

日程第7 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（鎌田裕充次長） 議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和5年11月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地 四日市場字岡前の畑 外7筆

面積 合計8,644㎡

後継者へ贈与するもの

[以上1件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第8 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和5年11月27日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は4件でございます。

申請番号1

申請地 宮崎字屋敷七番…番… 外2筆

面積 合計805㎡

申請事由 使用貸借による居宅の建築

事業計画 令和5年12月5日着工予定 / 令和6年11月30日完成予定

申請地は加美町宮崎支所の南西約500mに位置し、街区の面積に占める宅地面積割合が40%を超えているため、第3種農地と判断いたしました。当該地につきましては、居宅の建て替えを計画し土地の調査を行ったところ、畑を宅地利用していることが判明しました。昭和52年の国土調査の時点では畑と登記されており、固定資産台帳で居宅建築年を確認できなかったため、始末書の提出に至ったものでございます。

申請番号2

申請地 字雁原…番…

面積 997㎡

申請事由 売買によるアパートの建築

事業計画 許可日着工予定 / 令和6年11月30日完成予定

申請地は加美町役場の東約1.3kmに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設・教育施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

申請番号3

申請地 字雁原…番… 外3筆

面積 合計4,015㎡

申請事由 売買による特定建築条件付売買予定地の造成

事業計画 許可日着工予定 / 令和8年11月30日完成予定

申請地は加美町役場の東約1.2kmに位置し、水管及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に複数の医療施設・教育施設が存することから第3種農地と判断いたしました。

本案件は3,000㎡を超える事業計画となり、県の常設審議委員会に諮る案件となります。又、都市計画区域内での3,000㎡を超える事業計画でもある為、都市

計画法第29条開発行為許可申請と同時許可日で許可書を発行する見込みとなっております。

申請番号 4

申請地 四日市場字北元宿…番… 外2筆

面積 合計1,364㎡

申請事由 売買による太陽光発電設備の設置

事業計画 許可日着工予定 / 令和6年6月30日完成予定

申請地は加美町役場の南東約2.6kmに位置し、四日市場集落内に介在する農地で第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

太陽光発電事業用地として町内で数か所、選定候補地を調査しましたが、用地費や幹線道路に近く設置工事が容易なこと、平坦で陽当たりが良いこと等を考慮し、申請地周辺においても第3種農地はなく、他に当該目的に使用可能な土地がないことからやむを得ないと判断しました。

[以上4件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、3番 猪股弘委員お願いします。

*3番（猪股弘委員） 11月15日、庄司局長、畠山係長、高橋委員、杉村委員、私の5名で現地調査を行って参りました。

申請番号1番につきましては、渡人が今回の申請にあたり調査を行ったところ、建設当時のことを知っているお父様が亡くなっており、当時の状況がわからないということで、始末書の提出を以てやむを得ないものとし、許可相当と判断しました。

次に申請番号2番につきましては、申請地周辺はほとんど宅地となっております。北側にL型擁壁を設置し、排水は万全の施工を行うとのことで、現況の確認を行っております。

続いて申請番号3番につきましては、申請番号2番の場所から真向いに位置した田で、こちらにも南側にL型擁壁を設置するため、周辺の農地に影響はないものとし、許可相当と判断しました。

最後に申請番号4番につきましては、鳴瀬川の堤防に隣接する申請地で、一部ビニールハウスが建っております。耕作者との話し合いの結果、現状のまま使用することによって許可相当と判断いたしました。

今後ますます太陽光の案件は増えてくると思います。売買や地上権設定など、よく注意しながら今後進めていかなければならないと思います。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（板垣文一会長） はい、7番 山本委員。

* 7 番（山本成委員） 申請番号 3 番の事業計画書、被害防除計画についての項目で、北側に擁壁となっておりますが、現地調査の報告では南側とのことでしたので確認します。

* 議長（板垣文一会長） では事務局。

* 事務局（畠山明大係長） こちらは申請書の誤記で、正しくは報告の通り南側の水路に L 型擁壁を入れるということで確認を取っております。

* 議長（板垣文一会長） 他に質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第 2 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第 9 議案第 2 5 号 農用地利用集積計画の審査について

* 議長（板垣文一会長） 日程第 9、議案第 2 5 号 農用地利用集積計画の審査について、事務局より議案の説明をさせます。

* 事務局（鎌田裕充次長） 議案第 2 5 号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について改正前農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和 5 年 1 1 月 2 7 日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農用地利用集積計画の審議は、売買 2 件、賃貸借 2 件、使用貸借 3 件でございます。

申請番号 1

申請地 下多田川字鹿島前の畑

面積 3 0 3 m²

権利移動の種別 売買

申請番号 2
申請地 下多田川字館野の田 3筆
面積 合計 2 7 1 m²
権利移動の種別 売買

申請番号 3
申請地 下狼塚字田中の田
面積 1, 9 1 4 m²
権利移動の種別 賃貸借

申請番号 4
申請地 字住吉の畑 外 5 4 筆
面積 合計 5 2, 2 8 2. 4 3 m²
権利移動の種別 使用貸借(再設定)

申請番号 5
申請地 下狼塚字東中村の畑 外 2 4 筆
面積 合計 4 7, 3 8 3 m²
権利移動の種別 使用貸借(再設定)

申請番号 6
申請地 字中嶋大柳一番の田 外 5 8 筆
面積 合計 3 8, 6 5 7 m²
権利移動の種別 使用貸借(再設定)

申請番号 7
申請地 宮崎字物置三番の田 2筆
面積 合計 2, 0 6 4 m²
権利移動の種別 賃貸借

[以上 7 件の集積計画について説明]

* 議長 (板垣文一会長) 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑
ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長 (板垣文一会長) 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これよ
り議案第 2 5 号 農用地利用集積計画の審査についての採決を行います。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和5年度加美町農業委員会 第8回定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後1時56分 閉会〉

この議事録は、事務局長 庄司一彦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和5年11月27日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 尾 形 徳 夫

署名委員 畠 山 智 史